

平成 31 年 第 3 回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

平成 31 年 3 月 15 日 午後 1 時 40 分 浜北区役所 3 階 大会議室

2. 委員の出欠

出席 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 松尾康弘
横井利治 鈴木克育 袴田博子 根木常次 内山進吾 岡本純
藤村猪三 高井孝平 後藤剛 小杉高史 森島倫生 鈴木英雄
水崎久司 井上保典 伊藤安子 小柳守弘 鈴木要

欠席 袴田正保

3. 出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 小杉幸俊 木下穰 齋藤和也 石田潤司 河村幸一郎
松本行弘 嶋田哲也 白柳伸枝 吉山和志 富永幹人 鈴木健吾 加茂真也

4. 審議事項

- | | |
|----------|---|
| 第 15 号議案 | 農地法第 3 条の規定による許可について |
| 第 16 号議案 | 農地法第 4 条の規定による許可について |
| 第 17 号議案 | 事業計画変更承認申請について(目的変更) |
| 第 18 号議案 | 農地法第 5 条の規定による許可について |
| 第 19 号議案 | 非農地証明について |
| 第 20 号議案 | 買受適格証明願について(3 条許可公売) |
| 第 21 号議案 | 相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る
特例農地等の利用状況の確認について |
| 第 22 号議案 | 農用地利用集積計画の決定について |

5. 報告事項

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 報第 18 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 報第 19 号 | 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について |
| 報第 20 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について |
| 報第 21 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について |
| 報第 22 号 | 民事執行法による売却に係る農地等の現況報告について |
| 報第 23 号 | 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について |
| 報第 24 号 | 農業用施設証明について |

6. その他

議事の概要

局長　みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻を過ぎましたので、只今から、平成31年第3回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、定数24名のところ、欠席者1名、出席者23名と過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。欠席者は、議席番号6袴田正保委員です。それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会の宣告をお願いします。

会長　こんにちは。前の会議が延びまして10分程定刻を過ぎてしまい申し訳ございませんでした。会議が延びた理由は太陽光発電のガイドラインの概要ができたので、役員のみなさんに練っていただいております。後ほどみなさまにお伝えしたいと思っております。それでは通常の挨拶をさせていただきます。今日は穏やかな日になりまして、昨日の嵐のような天気はどこへ行ってしまったのかと思います。私が言うのもおかしいですが、春がそこまで来ている気がしまして待ち遠しい限りでございます。先月、森島委員からお話があったと思いますが、農地銀行の今後についてご質問がありましたので、後ほど事務局から説明していただきたいと思っております。その中で私から1点みなさまにお願いしたいことがございます。昨年の4月から農地銀行をインターネットで見ることができるようになりました。それまでは、農地銀行の閲覧は本庁、浜北区役所、北区役所でしかできなかったものが、昨年の4月よりインターネットで誰でも自宅で見られるようになりました。自宅で見られることによって、こういった言い方は失礼ですが、お客さんが増えたということです。ただ、一番心配しているのは、農地銀行を見る人が増えても、貸したい農地が少ないと借りたい人の期待に応えられないということになることです。貸したい土地がたくさんあり、借りたい人がたくさんいればマッチングがたくさんできるということになります。マッチングができれば、耕作放棄地や荒地対策としては大変良いシステムではないかと思っております。私からのお願いですが、是非みなさまに一度インターネットで農地銀行のシステムを確認してもらいたいと思っております。スマートフォンやパソコンで見られますし、スマートフォンやパソコンがないようであれば、ご家族や知り合いにお願いして見せてもらったり、本日の帰りに農地利用課に寄って確認していただいてもいいかと思っております。確認した後、地元で貸したい農地の希望があれば農地銀行に登録してもらおうようにお伝えいただいて、少しでも耕作放棄地対策になればいいと思っております。また、事務局の方にも、農地法第3条の3第1項の際に農地銀行制度を説明したり、年末の農地台帳に農地銀行の用紙を同封したりしていただ

いておりますが、農業委員である私達が農地銀行のシステムを活用できるようになることも大切なことだと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。それでは、座らせていただきます。それでは、只今から、平成31年第3回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。ここからの進行につきましては、議長として松島会長をお願いいたします。

議長 それでは議事録署名人を私から指名させていただいて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは議席番号18番の森島倫生委員、議席番号19番の鈴木英雄委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。第15号議案農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

鈴木健 今月の申請案件は、地区中央、整理番号52番外25件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が19件、賃貸借に係る案件が1件、区分地上権に係る案件が6件でございます。許可することができない場合を定めております、農地法第3条第2項各号の判断につきましてはそれぞれ調査書に記載されておりますので、議案と併せて資料の調査書写しをご覧ください。それでは、整理番号に丸を付した案件について説明いたします。

議案1ページの地区積志、整理番号53番、54番は同一受人に係る案件でございますので、合わせて説明いたします。譲受人は東区積志町の新規就農者、XXXXXXXXXX61歳でございます。XXXXXXXXXXは、この度、整理番号53番の申請地は所有権移転にて取得し、整理番号54番の申請地は借り受けるため、許可申請を行うこととなりました。整理番号53番の申請地は、XXXXXXXXXXに位置し、XXXXXXXXXXのご自宅に隣接しております。取得後は、大根、キャベツなどを作付けしていく計画でございます。また整理番号54番の申請地は、XXXXXXXXXXに位置し、XXXXXXXXXXのご自宅から約2kmの距離でございます。取得後は水稻を作付けしていく計画でございます。この案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を取得するため、浜松市農地法第3条に係る許可基準第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案 4 ページの地区天竜、整理番号 73 番は売買に係る案件でございます。譲受人は浜松市東区中郡町の新規就農者、[] 46 歳でございます。[] は浜松市東区と浜北区の農地で 3 年間、農作業を手伝っていた経験があり新規就農を予定しています。申請地は、[] に位置し、取得後は、水稻、牛蒡、南瓜などを耕作していく計画でございます。また、農地に隣接する住宅も購入し、そこを拠点として農業をしていくとのことです。この案件につきましても、農地台帳登録申請と同時に農地を取得するため、浜松市農地法第 3 条に係る許可基準第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案 4 ページの地区春野、整理番号 74 番は売買に係る案件でございます。譲受人は袋井市の新規就農者、[]、69 歳でございます。譲渡人は、市外に居住し、帰郷予定もないため、今後は [] が農地を譲受け、耕作管理を続けていく計画でございます。申請地は、[] に位置し、[] の自宅から車で約 1 時間でございます。農地取得後は、ブルーベリー、馬鈴薯等を作付けしていく計画でございます。また、農地に隣接する住宅も購入し、そこを起点として、農業をしていくとのことです。この案件につきましても、農地台帳登録申請書と同時に農地を取得するため、浜松市農地法第 3 条に係る許可基準第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして議案 5 ページの地区佐久間、整理番号 77 番は売買に係る案件でございます。譲受人は天竜区佐久間町大井の新規就農者、[] 66 歳でございます。申請地は、[] に位置し、[] の自宅から 300m になります。取得後は、キウイ、さつまいもを作付けしていく計画でございます。また、この案件につきましても、農地台帳登録申請と同時に農地を取得するため、浜松市農地法第 3 条に係る許可基準第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。

整理番号 52 番について、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 52 番につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議長 整理番号 53 番、54 番について、積志地区調査会の田中委員からお願い

します。

田 中 53 番、54 番につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 55 番から 58 番までについて、湖東地区調査会の袴田正保委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会では特に問題はございませんでしたということです。

整理番号 59 番について、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松 尾 整理番号 59 番庄内地区ですけれども、今回営農型太陽光発電の許可申請ということで、5 条でも出ていますが、下の作物がオリーブということまで申請が出ておりますが、オリーブは私達の地区でも見たことも育てたこともない作物ですので、今回の地区調査会で聞き取りしました。オリーブは水はけが良くて日当たりの良い土地であれば育てられると聞きました。今回の申請地は田んぼでありまして水はけが心配でしたが、耕作者の話だと土を 1.5m 位盛ってそこに植えるので水はけに関しては問題ないとのことでした。日当たりに関しましては、太陽光で少し日影になり若干伸びは悪くなりますが、生長に大きな影響はないと静岡県の [REDACTED] から見解が出ているとのことです。また、パネルの高さは 2.5m として木を 2m 以下に剪定して横に伸ばすような栽培方法をするものですから、日当たりも確保できるという回答を得ましたので、これらをもとに特にオリーブが育たない状況ではないと判断し、調査会では問題なしとしました。長くなりましたが、以上で問題ありません。

議 長 整理番号 60 番について、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。

袴田博 整理番号 60 番の 1 件について、地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 61 番から 63 番までについて、三方原調査会の内山委員からお願いします。

内 山 整理番号 61 番から 63 番まで 3 件、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 64 番について、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 整理番号 64 番の都田ですけれども、地区調査会で審議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 65 番、66 番について、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤 村 整理番号 65 番と 66 番、地区調査会において審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 67 番、68 番について、引佐地区調査会の高井委員からお願い

多少減りますが、収量としては反当たり 400 kgは獲れる本数を十分確保しているということです。

横井 わかりました。

会長 小杉委員。

小杉高 庄内の3件は全てオリーブですか。

松尾 1件だけです。

小杉高 伊左地は違うんですね。それでしたら結構です。

高井 事務局はもう少し詳しく説明してください。何年後に収穫できるのかだとか、平均の単収が太陽光の下だとどのくらいになって、キロ単価がどのくらいになるのか説明してください。

木下 オリーブの単価ですが、全ての木が成長して収穫できるのが7年後になります。4年目から少しずつ獲れてきますが、7年経って400 kg獲れるということです。オリーブの単価はキロ当たり5,000円で、反当たり72万円と試算されております。■■■■で営農型のオリーブは初めてですが、磐田市、袋井市、浜松市の■■■■でもオリーブの木が植わってまして、■■■■でも頭を切って木を低く抑えて今回と同じ手法で行われているところを私達も実際に見に行きまして確認しておりまして、オリーブが育つことはわかります。ただ、パネルの下でどうかということは先ほど松尾委員が心配されていたとおりでありますが、パネルの下に空間を作ると聞いておりまして、横からも日が十分に入ることです育つとおっしゃってございました。

高井 営農型発電というのは、3年毎に更新すると言っても今回は10年でやるんですね。

木下 営農型に関しましては毎年の状況報告がありまして、生長具合がどうかということ判断していくことになります。1年目から400 kg獲りなさいと言っているわけではありません。

藤村 今の続きですけど、オリーブの消費は大体オリーブオイルと缶詰位だと思うのですが、それで先ほどの単価になるのですか。

木下 実は■■■■に全て卸して■■■■が加工しております。

藤村 1 kg 5,000円で売れるものなのかと思えます。

木下 九州の方に母体がありまして、国産と輸入のオイルがありますが、国産だと100ml当たり2,700円の販売で、イタリア産は1,500円ということで、価格帯も国産ということアピールしながら商品展開していくと聞いております。

藤村 今、小豆島などで宣伝していますが、その人達はかなり儲けているということになりますね。

木下 ■■■■■ のことだけで伝えると、需給率から考えて国産品は 0.03%しかないの、もっと国産で作っていきたいとおっしゃっていました。

藤村 初めての栽培ということで、軌道に乗れば不耕作地などでも栽培されて、国産のものが増えることを期待しております。ありがとうございます。

木下 もう 1 点すみません。小杉委員からありました他の営農型で湖東地区の■■■■■の関係ですが、こちらの作物はタマリユウをやっている方です。こちらの方は 3 年間実績があって更新となります。

小杉高 今、1 反 72 万円ということですが、オリーブは 72 万円にもなるんですね。

木下 農業委員会としては収量は確認していますが、単価については特に審査の基準に入っておりませんので、単価に関しては■■■■■が言った数字をそのまま記載させていただきました。

森島 今話題の 55 番から 58 番の湖東ですが、これがもし浜北で挙がってきたら、なんで福岡県の人タマリユウを作って群馬県の人が区分地上権かと思うんですよ。法制度上は問題ないということなんだろうけども、ここはやっぱり説明してもらいたいです。今日は袴田さんがいらっしゃらないので、なんで福岡県で一方が群馬県だったり埼玉県だったり東京だったりこういうことになるのか。

木下 まず、整理番号 55 番から 58 番の件なんですが、譲渡人として■■■■■、■■■■■、■■■■■なんですが、登記簿上の地目は原野となります。当初は■■■■■が取得して太陽光を計画していました。そのため法人さんが取得できたということです。さらに、3 年前に太陽光を計画した時に事務局に相談がありまして、確認したところこちらは青地でした。青地の場合できるのは営農型発電だけとお伝えしました。こちらは斜面地でしてかなり急勾配となつてまして、作物を育てるのも難しいですし、日光も少ないのでタマリユウをやることになりました。また、本社は福岡ですが、浜松に農業の管理をする部署を作りまして、村櫛の方と三重県から応援に来ています。たまりゅうの販売先ですが、■■■■■の母体が■■■■■ですが、■■■■■は最近住宅部門もありますので、住宅の買われた方にタマリユウを提供していくということです。■■■■■は■■■■■の再生エネルギーの部署となります。■■■■■の営農型太陽光発電の実績ですが、栃木県、埼玉県、山梨県であるということです。

森島 ■■■■■ が原野を取得して、その後原野でタマリユウを作ることになったということですが、3 条申請に挙がってきているということは農作物を作るからということで、地目を農地にしたわけではないんですね。

- 木 下 営農型発電ということで、下を耕作するという条件でスタートしてまして、今回更新ということで3年間耕作してきたということですので、現況農地ということで農地法3条の申請をお願いしています。
- 森 島 1回目の時も3条で挙げたんですか。
- 木 下 1回目の時は3条では挙げておりません。5条の転用申請だけ出しております。
- 議 長 他にございませんでしょうか。
(質疑なし)
- 議 長 それでは採決いたします。第15号議案農地法第3条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。次に第16号議案農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。
- 鈴木智 議案7ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)
- 鈴木健 今月の申請案件は、地区積志、整理番号15番、外11件でございます。転用目的別の内訳は、農業用施設が1件、自己用住宅関連が2件、共同住宅関連が2件、駐車場、資材置場など事業用のその他施設への転用が1件、貸駐車場が1件、道路が1件、太陽光発電が2件、営農型太陽光発電が2件でございます。また、農地区分別の内訳につきましては、農用区域内農地が3件、第1種農地が1件、第2種農地が1件、第3種農地が7件でございます。
説明は以上でございます。
- 議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会長の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。
整理番号15番について、積志地区調査会の田中委員からお願いします。
- 田 中 整理番号15番につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議 長 整理番号16番、17番について、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。
- 原 田 整理番号16番、17番、調査会で問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号18番について、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。
- 根 木 整理番号18番、地区調査会で審議した結果、特に問題はございませんでした。

- 議 長 整理番号 19 番から 22 番までについて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
- 内 山 整理番号 19 番から 22 番まで 4 件、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 23 番について、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
- 後 藤 整理番号 23 番につきまして、調査会で検討した結果、問題ございませんでした。
- 議 長 整理番号 24 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。
- 小杉高 整理番号 24 番、地区調査会において特に問題はありませんでした。
- 議 長 整理番号 25 番について、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
- 森 島 記憶が間違っははいけませんので浜北のグループ長、これは行政書士が来た案件でしたよね。
- 小杉幸 そうです。
- 森 島 そうでしたよね。特に問題ありませんでしたが、事業主が更新の手続きに当たって調査会に出てこずに行政書士が来たということで、特にそのこと自体に問題はないと考えておりますが、ただ、調査員の質問に対して適格に答えられないということがございましたので、しっかり分かるようにして来てくださいと申し伝えました。案件については問題ありません。以上です。
- 議 長 整理番号 26 番について、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。
- 鈴木英 天竜・龍山地区調査会では整理番号 26 番、審議の結果、問題ありませんでした。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 16 号議案農地法第 4 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。次に第 17 号議案事業計画変更承認申請についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 11 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

鈴木健 農地法第4条または、第5条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるかとされております。

今月の申請は、許可期間を延長する目的変更が1件でございます。地区北浜、整理番号1番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である[]でございます。申請に至った経緯でございますが、当初の事業計画では、申請地近隣での公共工事のため現場事務所・資材置場・駐車場として、平成30年11月から平成31年3月まで一時的に申請地を転用する計画でしたが、その後、他の工事現場でトラブルが発生し、使用するはずの建設機械の到着が遅れたため、平成31年7月までの4か月間の期間延長を申請するものです。申請地は、[]のところに位置する農地でございます。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、排水計画について、雨水は自然浸透とし農地境には土留めを設置する計画となっていること、資金計画の見込みがあることから転用許可基準を満たすものと判断されます。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑なし)

議長 それでは、ご意見もないようですので、第17号議案事業計画変更承認申請については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。次に第18号議案農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 13 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

小杉幸 今月の申請案件につきましては、地区中央、整理番号105番外167件でございます。転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が1件、自己用住宅関連が98件、事業用の建物関連が4件、貸駐車場が1件、駐車場、資材置場など事業用のその他施設への転用が43件、一時転用が3件、太陽光発電が12件、営農型太陽光発電が6件でございます。また、農地区

分別の内訳につきましては、農用区域内農地が 9 件、第 1 種農地が 18 件、第 2 種農地が 30 件、第 3 種農地が 111 件でございます。

それでは、転用規模の大きい 5 件について説明いたします。議案 14 ページ、地区長上、整理番号 109 番、110 番をお願いします。整理番号 109 番は賃借権の設定、整理番号 110 番は売買による所有権移転であり、権利の種類が異なるため、整理番号を分けておりますが、同一の転用事業であるため併せて説明いたします。東区市野町の田 9 筆、合計 6,202 ㎡について、駐車場を設けたいという申請でございます。申請者は東区■■■■に本社を置き、■■■■を営む■■■■であります。工場増設による配置転換により他工場からの従業員の異動、新規社員の採用により従業員用の駐車場が不足しており、新たに従業員駐車場を設けたく申請に及んだものでございます。申請地は、■■■■の本社工場から西へ約 200m のところに位置する農地でございます。申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当する農地であると判断いたしました。事業計画は、駐車場 256 台、緑地を設置する計画であり、配置計画からみて、転用規模は適当と思われま。排水計画は、雨水排水については駐車場兼用の調整池を介し、排水路へ制限放流する計画であること、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると判断いたしました。

続きまして議案 28 ページ、地区三方原、整理番号 208 番をお願いします。北区初生町の畑 3 筆、合計 3,680 ㎡について、保育施設を建築したいという申請でございます。申請者は、南区■■■■に事務所を置いている、■■■■でございます。中区■■■■にある■■■■が老朽化しているため、この度、初生町に移転を計画しており、平成 31 年度開園に向け、保育園を建築したく申請に及んだものでございます。申請地は■■■■に位置する農地でございます。申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、対象年齢 0 歳から 5 歳児、130 名を定員とする保育施設と園児送迎用及び職員用の駐車場 46 台分、運動場、緑地を設置する計画であり、配置計画からみて転用規模は適当と思われま。排水計画は、汚水、雑排水については合併浄化槽、雨水については敷地内側溝を経て運動場に埋設した地下調整池に流入させ、その後、道路側溝へ制限放流する計画となっていること、都市計画法の開発許可の

見込みがあること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると判断いたしました。

続きまして議案 34 ページ、地区浜名、整理番号 244 番をお願いします。浜北区平口の畑 3,115 m²について、運動施設・駐車場等を設けたいという申請でございます。申請者は浜北区■■■■の■■■■でございます。現在、申請地近くで医療専門学校の経営を行っており、この度、学校で不足している運動施設や駐車場を増設するため、専門学校付近に位置する申請地に運動施設・駐車場等を建設したく申請に及んだものでございます。申請地は、■■■■のところに位置する農地でございます。申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に隣接し、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、多目的広場、45 台収容の駐車場、芝生広場、緑地、通路、歩道を設置する計画であり、配置計画から見て、転用規模は適当と思われます。排水計画は、運動施設の雑排水と雨水は浸透柵経由で排水路へ放流し、駐車場の雨水は敷地内側溝を経由し道路側溝へと排水する計画であること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると判断いたしました。

続きまして議案 37 ページ、地区亀玉、整理番号 265 番をお願いします。浜北区宮口の田・畑 8,917 m²について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。申請者は、東京都中央区の不動産業、■■■■でございます。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地に地上権を設定し、太陽光発電事業を行いたく、申請に及んだものでございます。申請地は、■■■■のところに位置する農地でございます。申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、320W の太陽光発電パネルを 1,944 枚、全体の発電能力が 622.08kW となる発電設備を設置する計画であり、配置計画から見て、転用規模は適当と思われます。排水計画は、敷地外周にはフェンス及び堰堤を設け、雨水については敷地内で貯留して自然浸透、余剰分は敷地内に設ける調整池を介し、既設水路、道路側溝へ制限放流させる計画であること、経済産業省の設備認定を平成 30 年 3 月 20 日付けで受けていること、中部電力への接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると判断いたしました。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書に

よる協議結果についてご報告をお願いします。

整理番号 105 番から 107 番までについて、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 整理番号 105 番から 107 番について、地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 108 番から 116 番までについて、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中 島 整理番号 108 番から 116 番まで 9 件につきまして、調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 117 番から 123 番までについて、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

整理番号 124 番から 154 番までについて、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田 中 整理番号 124 番から 154 番につきまして、地区調査会で審議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 155 番から 163 番までについて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原 田 整理番号 155 番から 163 番まで、調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議 長 整理番号 164 番から 174 番までについて、湖東地区調査会の袴田正保委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会では、特に問題ございませんでしたということです。

整理番号 175 番から 180 番までについて、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松 尾 整理番号 175 番から 180 番まで、庄内地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 181 番について、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横 井 整理番号 181 番について、地区調査会で検討した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 182 番から 185 番までについて、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。

鈴木克 整理番号 182 番から 185 番の 4 件、調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 186 番から 202 番までについて、河輪・五島・白脇地区調査会

の袴田博子委員からお願いします。

袴田博 整理番号 186 番から 202 番まで 17 件について、地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号 203 番から 207 番までについて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根木 整理番号 203 番から 207 番 5 件について、地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号 208 番から 228 番までについて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 整理番号 208 番から 228 番まで 21 件、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 229 番、230 番について、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 都田地区整理番号 229 番、230 番 2 件につきまして、審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号 231 番から 237 番までについて、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤村 整理番号 231 番から 237 番まで 7 件、地区調査会において審議した結果、何ら問題ありませんでした。

議長 整理番号 238 番について、引佐調査会の高井委員からお願いします。

高井 引佐調査会では別段問題ありませんでした。

議長 整理番号 239 番、240 番について、三ヶ日調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 整理番号 239 番、240 番につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 整理番号 241 番から 256 番までについて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小杉高 整理番号 241 番から 256 番の 16 件において、地区調査会において特に問題はありませんでした。その中で、244 番の [] の関係ですけれども、農地転用の申請をよくするので、もう少し計画的に出してもらいたいと伝えたところ、今回もこども園ができたり色々な事業が増えているので、なかなか計画的通りにはいかないとの話もありました。

議長 整理番号 257 番から 269 番までについて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 その内の 265 番ですが、太陽光発電の 8,688 m²。大変広い面積でもあり現地の調査員が見たところで、地盤が非常に悪いのではないかとの心配が

ありましたが、農業委員会の議論の及ばないところということで、それ以上の議論にはいたしませんでしたが、そういったご意見がありました。以上は問題ありません。以上です。

議長 整理番号270番から272番までについて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英 天竜・龍山地区調査会ですけれども、270、271につきましたは問題ありませんでしたが、272番の一時転用の駐車場でございますけれども、現在設置されている排水路が詰まっているので清掃していただきたいということと、台風時に浸水するということ、通学路のため事故が起りやすいということで事務局より行政書士へ指導をしてもらいまして、承知してもらいました。以上です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。

議長 はい、森島委員。

森島 私どもの隣の案件でございますので、小杉調査会長が今説明されましたが、 の事業展開の問題ですが、農地転用するに当たって駐車場であるとかそういう形のものに転用して、その後農地転用したところに建物を建てると。また次の駐車場を確保していくといった手法なんです。これは、手法として正しくない。本来は建設計画に基づいた駐車場等の確保というのは、一体の元に行われるべきだという常識であるとか、行政上の手法としての常識といったものが僕はあると思うのですが、その常識を逸脱しているという議論が前からあります。事務局のみなさんも十分承知していて、行政書士を通じて指導しているとういことであろうと思います。従来は行政書士の人も承知して依頼主に伝えるという形で来たんですが、今の小杉調査会長のお話を聞くと、そのあたりの受け答えが変わってきていると思って心配しております。

小杉幸 ご指摘いただいた内容ですが、以前 の関係で、建物を建てて駐車場ということで駐車場が広がってきているのですが、先ほど小杉委員からもお話があったように、今回につきましたは同じ ではありますが、事業展開が幅広く学校の方の転用でしたので、従前の の案件ではないのでそのような回答になりましたが、対応が変わったということではないと思います。

議長 はい、小杉委員。

小杉高 今回の案件につきましても新しくこども園を作ったり、この場所自体が住宅の中の荒地の畑で周辺に駐車場もたくさんありますし、農業の担い手がしっかりやっているところではないので、調査会で地元の方々もここの

ら良いという状況でした。

議 長 はい、森島委員。

森 島 状況を現状に合わせるとそういう議論になると思うのですが、行政手法としてあるいは転用していく上で、従来そういう手法を取ってきたところ
です。今までは病院や介護施設で事業を展開してきたわけですが、今回は
専門学校だからという話では私の思いとしては納得いかなくて、専門学校の
駐車場・運動場として確保した転用用地を、遠からず建築用地として利用
するということを今後も繰り返すということになれば、行政手法が間違
っているということを少なくとも行政書士には指導できるのではないかと
いうことを申し上げております。

議 長 事務局お願いします。

小杉幸 行政書士さんにはお伝えしてありますし、行政書士さんもご了解してい
ると思います。ただ、私どもの立場としましては、駐車場が何度も拡がっ
ていくと事業計画が不明瞭ですが、幅広い事業がありますので先ほど申し
上げましたように、運動場等で拡げたいということになると致し方ないと
判断しております。ただ、行政書士さんも農業委員会からの意見があるこ
とは承知しております。

森 島 わかりました。行政書士が承知していればいいです。

議 長 はい、小杉委員。

小杉高 行政書士が来た時に前から計画性がないことを指摘していますが、新し
い分野がつくられていくので、何年先にどのような事業があるかは今は
言えないと言っていました。

議 長 他にございませんでしょうか。

(質疑なし)

議 長 他にございませんので、採決いたします。第 18 号議案農地法第 5 条の
規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませ
んか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。次に、第 19 号議案
非農地証明についてを上程いたします。事務局から説明をお願いいたしま
す。

鈴木智 議案 39 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

富 永 今月の申請案件は、地区天竜、整理番号 7 番外 2 件でございます。申請
別の内訳につきましては、山林が 3 件でございます。

それでは申請面積が大きい案件についてご説明いたします。議案 39 ペ

ージの地区天竜、整理番号 9 番でございます。申請人は、天竜区熊の
、申請地は天竜区熊 外 2 筆で、
に位置しております。登記地目は畑、現況は山林、合計面積は
3,714 m²でございます。昭和 30 年頃、申請地周辺が急傾斜地の山林で日当
たりが悪く、作物を収穫することが困難であったことから、周囲に合わせ
杉の木を植林したもので、今回是正したく申請に及んだものです。つきま
しては、非農地証明の基準のひとつである、植林後 10 年以上経過し、山
林としての樹観が認められ将来山林として維持管理が見込まれるものと
して、非農地証明書の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございま
せんか。

(質疑なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 19 号議案非農地証明につ
いては原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。次に、第 20 号議案
買受適格証明願(3 条許可公売)についてを上程いたします。事務局から説
明をお願いします。

鈴木智 議案 41 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

富 永 今回の買受適格証明は公売にかかる案件 1 件でございます。

農地の公売に参加する場合、事前に農業委員会から買受適格証明書を取
得し、これを添付して参加することが民事執行規則第 33 条により定めら
れています。これは、農地を取得できないものが最高価格買受人になるこ
とを防ぐためのものであり、農地法の許可見込みのある場合に買受適格証
明が交付されます。

それでは、地区細江、整理番号 1 番を説明いたします。こちらは名古屋
国税局により公売にかけられている案件で、入札期間は平成 31 年 5 月 7
日から平成 31 年 5 月 21 日です。願出地は、
のところに位置する田 2 筆、合計 1,936 m²です。願出人は、北
区細江町中川の 69 歳で、現在、中間管理事業で借りていま
すが、取得後も引続き水稻を作付けする計画です。この申請につきまして
は、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
などからみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えて
いることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

はい、森島委員。

森島 地元の農業委員さんからもう少し経営実態をご説明していただいた方がいいかなと思いますが、どうでしょうか。

藤村 私の近くに住んでいる方で、現在 20 町歩以上の田んぼをやっていると思います。息子さんも働いていてこれから余った田んぼを借りて放棄地にならないようにしている方です。問題ないと思います。

議長 他にございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので第 20 号議案買受適格証明願(3 条許可公売)については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。次に、第 21 号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 43 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

富永 相続税の納税猶予の特例の適用から、20 年経過することによる、相続税の免除手続に伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

今月は、地区積志、整理番号 9 番、外 4 件です。納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きい、地区都田、整理番号 12 番、北区都田町 ■■■ 外 9 筆について、ご説明させていただきます。被相続人は、平成 10 年 7 月 22 日に亡くなられた、■■■。相続人は、北区都田町にお住いの、子の■■■、68 歳です。特例農地の面積は、申告時、現在とも 20,593 m²です。3 月 4 日、6 日に現地調査を実施しました。その結果、特例を受けている 10 筆のうち、4 筆は梅が耕作されており、2 筆は水稻が耕作されていました。しかしながら、残りの 4 筆につきましては、耕作がされておらず、雑草が伸びるなど管理もされていないため、荒廃地として税務署へ報告いたします。

なお、税務署では農業委員会からの報告を受けた後、現地確認や、相続人への聞き取りなどの調査を行い、相続税の徴収や免除について最終的に判断します。説明は、以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございま

せんか。

(質疑なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 21 号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。次に、第 22 号議案農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 45 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

白 柳 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。平成 30 年度第 12 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は平成 31 年 3 月 20 日となります。2 枚めくって頂きまして、農用地利用集積利用権等設定内訳表で、合計 312 筆、33 万 2,878.40 m²の内訳でございます。今月は、笠井地区での 8 筆をはじめとして、計 21 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 27 ページは相対契約及び中間管理事業によるもの、29 ページから 33 ページは農地利用集積円滑化事業によるもの、35 ページは農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転でございます。

それでは、内容について説明させていただきます。はじめに、1 ページから 27 ページをご覧ください。相対契約による利用権設定が 270 筆ございます。このうち新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。4 ページの 52 番から 55 番をご覧ください。[]

[]です。[]が平成 30 年 12 月に設立した会社で以前、個人として農業の手伝い等をしていましたが、農業に魅力を感じ農業経営に取り組んでいくため、今回の申請に至りました。北区豊岡町 []、外 3 筆、計 8,583 m²を 3 年間借り受けバジル、ハーブの栽培を予定しております。

次に 10 ページの 22 番及び 23 番をご覧ください。[]、40 歳です。[]は、親戚の方が農業を営んでいたことから、農業に興味を持ち、平成 28 年 1 月から義理の父親である []の元で研修を積み、今回の申請にいたりました。浜北区新原 []の畑、外 1 筆、2,592 m²を 6 年間借り受け、ユウカリの栽培を予定しております。

次に、19 ページから 23 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 46 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権

設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

それでは、このうち集積面積の多い案件について抜粋してご説明いたします。19 ページ 1 番から 22 ページの 45 番をご覧ください。本件は、県の農業振興公社が浜北区内野 [REDACTED] 外 44 筆の水田、計 36,948 m²を 27 名の農地所有者から 10 年 8 ヶ月借受け、機構のルールに基づき、地域の話し合い等により、同地区内で営農している水田農業者 8 名に配分を予定するものです。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 22 号議案農用地利用集積計画については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。次に報告事項の報第 18 号から報第 24 号までを、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 それでは、報告事項となります。議案 47 ページから 75 ページでございます。

議案 47 ページから 53 ページ報第 18 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 35 件でございます。

議案 55 ページ、57 ページ報第 19 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について 12 件でございます。

議案 59 ページから 66 ページ報第 20 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について 45 件でございます。

議案 67 ページから 70 ページ報第 21 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 25 件でございます。

議案 71 ページ報第 22 号 民事執行法による売却に係る農地等の現況報告について 1 件でございます。

議案 73 ページ、74 ページ報第 23 号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について 6 件でございます。

議案 75 ページ報第 24 号農業用施設証明について 1 件でございます。

報告は以上でございます。

議長 只今の報告事項につきましては、ご承知おきをいただきたいと思います。

それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

森 島 ・農業委員の利害関係について

高 井 ・最終処分場の建設について

小杉高 ・太陽光発電の広告について

中 島 ・大規模水稻農家の経営調査について

高 井 ・ブラジル関連店舗への農作物の出荷について。

議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

鈴木智 ・農業委員の地位利用による選挙運動の禁止について

河 村 ・農地銀行について

・人・農地プラン地区の話し合いについて

木 下 ・営農型太陽光発電の取り扱いについて

鈴木智 ・平成31年第4回 農業委員会総会

日 時 平成31年4月15日（月）午後1時30分～

場 所 市役所北館1階 101・102会議室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。

長時間に亘り、ご熱心なご審議ありがとうございました。これをもちまして、第3回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後4時00分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

平成31年3月15日

会 長 松島 好則

委 員 森島 倫生

委 員 鈴木 英雄